

30文教教第2455号 平成31年3月29日教育長決定
2020文教教第19号 令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区部活動ガイドライン(30文教教第2454号)に基づき、文京区立学校設置条例(昭和34年4月文京区条例第13号)に規定する中学校(以下「学校」という。)に部活動指導員を配置するとともに、その取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 部活動指導員の任用、勤務条件、報酬等については、会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年12月文京区規則第37号)、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年3月文京区規則第14号)、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月文京区条例第5号)及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年3月文京区規則第15号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2の規定に基づき、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する学校職員をいう。

(身分)

第4条 部活動指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(職務内容)

第5条 部活動指導員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部活動における専門性を有した技術指導
- (2) 部活動における運営
- (3) 部活動、大会、試合、コンクール等における生徒の引率
- (4) 部活動、大会、試合、コンクール等における生徒の指導
- (5) 部活動、大会、試合、コンクール等における生徒の安全管理
- (6) 部活動に係る年間・月間計画及び指導計画の作成及び協力
- (7) 部活動中に事故が発生した場合の現場対応
- (8) 年間・月間計画及び指導計画、指導内容等に係る保護者との連絡調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部活動指導に関し、教育長又は校長が必要と認める事項

(任用)

第6条 部活動指導員として任用する者は、心身ともに健康で、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから各学校長が選考し、教育長が決定する。

- (1) スポーツ、文化・科学的分野において専門性を有し、原則成人であること。
- (2) 担当部活動に必要な帯同審判資格等を有すること。
- (3) 他の地方公共団体で部活動の指導員の経験等があり、区と同等の報償を得た経験があること。
- (4) 教育委員会が主催する研修に参加し、研修修了の認定を受け、又は受ける予定であること。
- (5) 普通救命講習認定者又は普通救命講習認定修了予定者であること。

(配置)

第7条 教育委員会は、各学校からの要請に基づき、各学校に部活動指導員を配置するものとする。ただし、校長が部活動指導員の配置の必要がないと判断した場合又は教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(校内体制の整備)

第8条 学校は、教員及び部活動指導員が年間の活動計画及び毎月の活動計画を立案し、指導内容の充実を図ることができるよう組織体制及び指導環境を整えるものとする。

(協働)

第9条 教育委員会及び学校は、部活動指導員の募集、研修等について、企業、NPO等と協働して行うことができる。

(研修)

第10条 教育委員会は、部活動指導員の資質向上を図るため、必要に応じて研修を実施するものとする。

(服務)

第11条 部活動指導員は、地方公務員法、この要綱及び文京区部活動ガイドラインの規定並びに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育委員会、校長及び部活動顧問の指示に従うこと。
- (2) 文京区会計年度任用職員の信用を損なわないよう活動すること。
- (3) 職務上知り得た生徒、教員等に関する秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 政治的、宗教的に中立性を保持し活動すること。

(任用の取消し)

第12条 教育委員会は、教育委員会又は校長が部活動指導員に前条に違反する事実があると認めた場合又は部活動の中止若しくは廃止により部活動指導員の配置の必要がないと認めた場合は、部活動指導員の任用を取り消すことができるものとする。

(報酬)

第13条 月額とし、教育指導課長が別に定める。

(兼務)

第14条 部活動指導員として任用された者は、部活動指導補助員を兼務することはできない。

(報告)

第15条 校長は、部活動指導員が配置されている部活動について毎月の指導実績を記録し、月ごとに教育委員会へ報告しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員の任用等に関し必要な事項は、教育指導課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。